

憲法違反の安全保障関連法案の即時撤回を求める意見書

安倍政権は、新たな安全保障関連法案を国会に提出し、今会期内成立を目指している。しかしこの法案は、憲法9条に基づく戦後日本の国是である個別的自衛権に限るとした専守防衛を、解釈の拡大によって集団的自衛権の行使を可能にし、また、自衛隊の機雷掃海、不審船の臨検、米軍や他国艦船の防護等の任務、地理的制約を撤廃し米軍や他国軍への弾薬や給油、医療の提供・輸送等の後方支援が拡大され、しかも、政府の裁量でなし崩し的に自衛隊の海外派遣が大幅に拡大される法案となっている。

そもそも歴代の自民政権や内閣法制局長官は「集団的自衛権は憲法上行使できない」としてきた。しかし、安倍政権は昨年の7月「集団的自衛権の行使容認」を閣議決定し、去る5月の日米首脳会談では、国会への上程・審議もされないまえにこの法案成立の確約をするというまさに対米従属の醜態を呈し、それは、明らかに国会軽視、国民を欺く行為であり許されるものではない。

奇しくも、6月4日の衆院憲法審査会で自民党推薦の参考人を含む憲法学者3人が全員、集団的自衛権行使を可能にするこの法案を「憲法違反」と断じた。多くの憲法学者や有識者・文化人が反対の声を上げ、国民の世論も約80%が反対し、また、自民党を含む保守の重鎮からさえも、安倍総理の傲慢な政治手法を含めて異をとなえ、立憲主義の否定、民主主義の破壊への怒りが今や燎原の火のごとく広がってきた。

今年は、太平洋戦争敗戦から70年目の年になる。日本国憲法は、去る大戦の反省から「國民主權」「平和主義」「基本的人權の尊重」の三つの基本精神で成立・公布された。しかし、沖縄は日本で唯一の地上戦にさらされ、戦後27年間米軍統治下に置かれ、日本政府に切り捨てられ憲法の恩恵も受けない苦難の歴史を歩んできた。民族の誇りを懸けて様々な権利獲得闘争、復帰闘争を勝ち取り、1972年5月15日本土復帰を成し遂げてきたが、今も米軍専用施設の74%が国土の僅か0.6%の狭隘な島に押しつけられ、さらに民意を無視して日本政府は辺野古への新基地建設を強行しようとしている。沖縄県民は今なお憲法の庇護の下に有るとは言えず、その上、安倍政権は憲法、特に第9条をないがしろにし、ひたすら再び戦争のできる国にしようとしている。

日本の真の平和を維持するためには、世界に冠たる平和憲法を守ることであり、故に、本町議会は憲法違反の「安全保障関連法案」の即時撤回を強く求める。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

2015年 6月19日

沖縄県西原町議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣